

学校法人仙台北学園  
仙台リハビリテーション専門学校 学則

第1章 総 則

(目的)

第1条 本校は、教育基本法及び学校教育法に基づき、医療分野への貢献並びに社会福祉に寄与するための教育を行うことを目的とする。

(名称)

第2条 本校は、学校法人仙台北学園 仙台リハビリテーション専門学校という。

(位置)

第3条 本校は、仙台市泉区長命ヶ丘四丁目15番1号に置く。

(自己点検・評価)

第4条 本校は、教育の一層の充実を図り、目的及び社会的使命を達成するため、教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。

第2章 課程及び学科 修業年限 定員並びに休業日

(課程及び学科・修業年限・定員等)

第5条 本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

課程名	学科名	昼夜別	修業年限	入学定員	総定員	備考
医療分野専門課程	理学療法学科	昼	3年	40名	120名	
医療分野専門課程	作業療法学科	昼	3年	25名	75名	

(在学年限)

第6条 学生は6年を超えて在学することができない。また、同一学年は2年までとする。

(学年及び学期)

第7条 本校の学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

2 医療分野専門課程の学期は、次のとおりとする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から3月31日まで

(休業日)

第8条 本校の休業日は、次のとおりとする。ただし、学校長が、特に必要があると認めるときは、休業日を変更することができる。

- (1) 土曜日、日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- (3) 夏季休業

(4) 冬季休業

(5) 春季休業

2 第1項に定めるもののほか、臨時に休業が必要と認められるときは、学校長がその都度定めることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、教育上必要があり且つやむを得ぬ事情があると認められるときは、休業日であっても学校長は授業を行うことを許可することができる。

### 第3章 教育課程 授業時間数及び教職員組織

(教育課程及び単位数)

第9条 本校の教育課程及び単位数は、次のとおりとする。

別表1に定める授業時間数の1時間は、45分とし、卒業に必要な履修させる単位数は理学療法学科にあつては101単位以上(別表1)、作業療法学科にあつては103単位以上(別表2)とする。

(授業時間数の単位数への換算)

第10条 本校の授業科目の授業時間数を単位数に換算する場合においては、講義にあつては15～30時間をもって1単位、実験・実習・実技にあつては30～45時間をもって1単位とする。

(成績評定)

第11条 本校授業科目の成績評定は、学年末において、各学期末に行う試験・実習の成績・履修状況等を総合的に勘案して行う。

2 各授業科目の出席時間数が講義及び演習及び実習において5分の4に達しない者は、その科目について評定を受けることができない。ただし、学校長が認める正当な理由がある場合はこの限りではない。

(授業時間)

第12条 本校の授業時間は、9時から17時までとする。

(1)

第1時限	第2時限	第3時限	第4時限	
9:00～10:30	10:40～12:10	13:00～14:30	14:40～16:10	16:15～17:00

(2) 曜日 (月曜日から金曜日まで)

(教職員)

第13条 本校に次の職員を置く。

(1) 学校長 1名

(2) 教員 12名以上  
理学療法学科教員 6名以上  
作業療法学科教員 6名以上

(3) 事務職員 3名以上

(4) 学校医 1名

2 学校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

第4章 欠席 遅刻 早退

(欠席及び遅刻並びに早退)

第14条 本校の欠席及び遅刻並びに早退について以下のとおりとする。

2 欠席の連絡は、原則として学生自身が責任をもって本校に連絡をする。また、以下に該当する場合以外については欠席扱いとする。

- (1) 親族の不幸
- (2) 天災その他の災害
- (3) 公共交通機関の不通、運休及び遅延
- (4) 就職試験として認められるもの
- (5) 学校長がやむを得ないものとして認められるもの

3 上記の各号に該当し欠席した場合、「欠席・遅刻・早退願」(様式6)に記入の上、出席と認められる以下の事由を証明する書類を添えて、速やかに提出する。

- (1) 罹災証明書(市役所、町村役場で発行)
- (2) 遅延証明書

4 法定伝染病による隔離は、学校保健安全法第1種から第3種に該当するものに対し、出校停止を命ずることがある。医療機関において下記診断がなされた場合、出校停止及び解除のために、必ず診断書を提出しなければならない。第1種若しくは第2種の伝染病患者のいる家に居住する者、又はこれらの伝染病にかかっている疑いがある者については、予防処置の施行の状況その他の事情により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで出校停止とする。

分類	対象疾患	出校停止の期間
第1種	エボラ出血熱	感染源となりうる期間は原則入院、治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	痘そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルク病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群*1	
	中東呼吸器症候群	
	鳥インフルエンザ*2	
	新型インフルエンザ等感染症	
	指定感染症・新感染症	
第2種	インフルエンザ*3	発症後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで

	麻疹	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺の腫脹が消失するまで
	風疹	発疹が消失するまで
	水痘	全ての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜炎	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状より学校医その他の医師において感染の恐れがないと認められるまで
第3種	コレラ	症状より学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他感染症	

- \* 1 病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限る
- \* 2 病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであってその血清型が H5N1 であるものに限る
- \* 3 鳥インフルエンザ (H5N1) を除く

## 第5章 入学 休学 退学 卒業

### (入学資格)

第15条 本校の入学資格は、次のとおりとする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以下の課程により、これに相当する学校教育を修了した者を含む。）
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で、文部科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

### (入学時期)

第16条 本校の入学時期は、次のとおりとする。

本校の入学時期は、例年4月とする。

### (入学手続等)

第17条 本校の入学手続は、次のとおりとする。

- (1) 本校に入学しようとする者は、本校の定める入学願書に必要事項を記入し、第32条に定める入学検定料を添えて指定期日までに出席しなければならない。

(2) 前号の手続きを終了した者に対して入学試験を行い、入学者を決定する。

(3) 本校に入学を許可された者は、入学許可の日から本校の指定する期日までに第32条の入学金を添え手続きをとらなければならない。

(転入及び編入学)

第18条 次の各号の一に該当する者で、本学に転入学又は編入学を願い出た者については、選考の上転入学又は編入学を許可することがある。

(1) 他の養成校の学生であって、その学校長の許可を得て本学に転入学を願い出た者

(2) 大学、短期大学、高等専門学校又はその他法令で定める学校の卒業生で、本学に編入学を願い出た者

(3) その他外国において(2)の卒業生で、本学に編入学を願い出た者

(休学)

第19条 学生が疾病、その他やむを得ない理由によって、休学する場合は、診断書又はその理由を証する書類を添え、保護者あるいは保証人と連署の上、休学願を届出、校長の許可を受けなければならない。また学校長は、病気その他の理由により、就学することが不相当と認める者に対して休学を許可することができる。

(休学期間)

第20条 休学期間は、1年以内とする。

2 前項の休学期間は、学年末ごとに更新する。

3 休学期間は、在学期間に算入しない。

(復学)

第21条 休学期間が満了した者は、届け出なければならない。

2 休学期間内にその事由が消滅した場合は、学校長の許可を得て復学することができる。

(退学)

第22条 退学しようとする者は、その事由を記した証書を添え、保護者あるいは保証人と連署の上、退学願を届出、校長の許可を受けなければならない。

(本校の命ずる退学)

第23条 学校長は、次の各号の一に該当する者に対して、学校運営会議を経て、退学を命ずることができる。

(1) 正当な理由がなく欠席が長期にわたる者

(2) 卒業の見込みがないと認められる者

(3) 第6条に規定する期間を超えた者

(4) 理学療法科生または作業療法科生として不相当と認められる者

(5) 授業料を納期までに納付せず、かつ、督促しても納付しない者

(転出学)

第24条 学生が他の教育機関に転出学を志願しようとするときは、その旨学校長に願い出て、許可を受けなければならない。

(課程修了の認定)

第25条 第11条に定める授業科目の成績評定に基づいて、学校長は課程修了の認定を行う。

2 所定の修業年限以上在学し、課程を修了したと認めた者には、卒業証書を授与する。

(称号の授与)

第26条 学校長は、前条により、本校医療専門課程理学療法学科又は作業療法学科を修了した者に対して、専門士（医療専門課程）の称号を授与する。

(資格の取得)

第27条 本校の理学療法学科を卒業した者には、理学療法士国家試験の受験資格が与えられ、また作業療法学科を卒業した者には、作業療法士国家試験の受験資格が与えられる。

(授業科目の評定及び単位修得の認定)

第28条 単位修得の認定は、講義、実習等に必要の出席時間数と当該授業科目の評定（試験、学習状況、学習報告等）により行う。

2 授業科目の評定は優（80点以上）、良（70点から79点）、可（60点から69点）及び不可（60点未満）とし、可以上を合格とする。

3 病気その他やむを得ない理由により試験を受けることのできなかった者又は不合格の者に対しては、追試験又は、再試験を行うことができる。

第28条の2 理学療法学科については指定規則別表第1備考2において規定する学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学（以下「大学等」という。）または法第12条第1号の規定により指定されている学校若しくは作業療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設、作業療法学科については指定規則別表第2備考2において規定する大学等又は法第11条第1号の規定により指定されている学校、理学療法士養成施設若しくは看護師等の養成施設において既に履修した授業科目の単位修得の認定については、教育上有益と認めるときは、本人からの申請に基づき個々の既修の学習内容を評定し、本校における教育内容に相当すると学校長が認めた場合には、本校における履修に替えることができる。

(進級及び卒業)

第29条 進級及び卒業については、教員会議の構成員をもって、進級判定会議及び卒業判定会議を行い、学校長が進級及び卒業の認定を行う。

2 進級の認定は、学年に定められた履修単位をすべて修得した者に対し、進級判定会議を経て学校長が進級を認定する。

3 所定の授業科目のすべての試験に合格し、かつ卒業要件を満たす単位を履修した者は卒業判定会議を経て学校長が卒業を認定する。

## 第6章 賞 罰

(褒賞)

第30条 成績優秀にして、他の模範となる者は、褒賞することがある。

(懲戒)

第31条 学生が、本校の規則に違反し、又は本校学生の本分に反する行為があり、教育上必要と認められる場合には、懲戒を加えることができる。

- 2 懲戒のうち、退学、停学及び訓告は、学校長が行うものとする。
- 3 退学は、次の各号の一に該当する者にこれを行うものとする。
  - (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
  - (2) 学力劣等で卒業の見込みがないと認められる者
  - (3) 正当の理由がなく出席が常でない者
  - (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

## 第7章 入学金及び授業料等

### (納付金)

第32条 本校の入学金及び授業料等は次のとおりとする。

入学検定料	20,000円	
入学金	150,000円	
授業料	1,000,000円	(年額)
臨床実習・実験実習費	500,000円	(年額)

- 2 学生が休学したときは前項の規定にかかわらず、【別表3】に定めるところにより授業料を減免する。

### (授業料の納入)

第33条 授業料は、通年で納入する。

通年(4月～翌3月)	納入期間	前年3月31日まで
	納入金額	150万円(授業料100万円+実習費50万円)

### (退学、停学の場合の授業料)

第34条 学生が退学を許可され、又は退学を命ぜられた場合においても、その期の授業料は納入しなければならない。

- 2 学生が停学を命ぜられた場合においても、その期間中の授業料は納入しなければならない。

### (除籍)

第35条 授業料その他の納付金を3ヶ月以上滞納した者は、除籍することができる。

## 第8章 健康診断

### (健康診断)

第36条 健康診断は、毎年1回実施する。

## 第9章 雑 則

### (会議)

第37条 学校運営会議とは、本校の運営に関する重要事項を調査、審査するために学校長の諮問機関として置き、学校長が必要と認めた者で組織する。進級・卒業判定会議とは、進級・卒業に関する審査をするために置き、学校長・学科長・専任教員をもって組織する。

(施行細則)

第38条 この学則の施行についての細則は、別に定める。

(附 則)

この学則は、平成17年12月26日から施行する。

この学則は、平成19年10月1日から施行する。

この学則は、平成27年8月1日から施行する。

この学則は、平成29年4月1日から施行する。

この学則は、平成30年4月1日から施行する。

【別表3】

- 1) 前期に関しては、特別な事情があると学校長が判断した場合以外は、返金しないものとする。
- 2) 前期・後期いずれにおいても休学願を提出した場合は、退学・停学以外は事務手続き料として20,000円を納入するものとする。
- 3) 途中復学した場合は、学校長が状況に応じて判断するものとする。
- 4) その他状況により学校長が判断するものとする。





教育内容 (指定単位数表)	科目名	単位数	時間数				講義	演習	実習	計	1学年			2学年			3学年		
			前期	後期	前期	後期					前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	
基礎分野	心理学	2	30	30					30										
	法学	2	30	30					30										
	社会福祉学	2	30	30					30										
	情報処理	2	30	30					30										
	臨床実習	2	30	30					30										
	医学英語	2	30	30					30										
	教養統計	1	15	15					15										
	医療倫理	1	15	15					15										
	保健体育 I	1	30(深)	30					30										
	保健体育 II	1	30(深)	30					30										
専門分野	解剖学 I (特修)	1	30	30					30										
	解剖学 II (防外)	1	30	30					30										
	解剖学 III (神経・血管)	1	30	30					30										
	解剖学 IV (内臓)	1	30	30					30										
	福祉施設関連	1	30	30					30										
	作業療法概論	1	30	30					30										
	作業療法実習	2	60	60					60										
	生理学	1	45	45					45										
	生化学実習	2	45	45					45										
	基礎運動学	1	45	45					45										
専門基礎分野	臨床運動学	1	30	30					30										
	人間発達学	1	30	30					30										
	解剖学 I (特修)	13	315	90	405	150	210	45	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	病理学	1	30	30					30										
	内科学 I	1	30	30					30										
	内科学 II	1	30	30					30										
	臨床検査概論	1	15	15					15										
	波理学	1	15	15					15										
	臨床心理学	1	30	30					30										
	整形外科学 I	1	30	30					30										
専門基礎分野	整形外科学 II	1	30	30					30										
	整形外科学 III	1	30	30					30										
	整形外科学 IV	1	30	30					30										
	臨床神経学 I	1	30	30					30										
	臨床神経学 II	1	30	30					30										
	精神医学	1	30	30					30										
	精神医学 II	1	30	30					30										
	小児科学	1	30	30					30										
	皮膚科学	1	30	30					30										
	眼科学	1	30	30					30										
専門基礎分野	臨床検査学 I	13	360	0	360	0	60	160	150	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	臨床検査学 II	1	30	30				30											
	臨床検査学 III	1	30	30				30											
	臨床検査学 IV	1	30	30				30											
	臨床検査学 V	1	30	30				30											
	臨床検査学 VI	1	30	30				30											
	臨床検査学 VII	1	30	30				30											
	臨床検査学 VIII	1	30	30				30											
	臨床検査学 IX	1	30	30				30											
	臨床検査学 X	1	30	30				30											
臨床検査学 XI	1	30	30				30												
臨床検査学 XII	1	30	30				30												
臨床検査学 XIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XIV	1	30	30				30												
臨床検査学 XV	1	30	30				30												
臨床検査学 XVI	1	30	30				30												
臨床検査学 XVII	1	30	30				30												
臨床検査学 XVIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XIX	1	30	30				30												
臨床検査学 XX	1	30	30				30												
臨床検査学 XXI	1	30	30				30												
臨床検査学 XXII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXIV	1	30	30				30												
臨床検査学 XXV	1	30	30				30												
臨床検査学 XXVI	1	30	30				30												
臨床検査学 XXVII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXVIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXIX	1	30	30				30												
臨床検査学 XXX	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXI	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXIV	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXV	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXVI	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXVII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXVIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XXXIX	1	30	30				30												
臨床検査学 XL	1	30	30				30												
臨床検査学 XLI	1	30	30				30												
臨床検査学 XLII	1	30	30				30												
臨床検査学 XLIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XLIV	1	30	30				30												
臨床検査学 XLV	1	30	30				30												
臨床検査学 XLVI	1	30	30				30												
臨床検査学 XLVII	1	30	30				30												
臨床検査学 XLVIII	1	30	30				30												
臨床検査学 XLIX	1	30	30				30												
臨床検査学 L	1	30	30				30												
臨床検査学 LI	1	30	30				30												
臨床検査学 LII	1	30	30				30												
臨床検査学 LIII	1	30	30				30												
臨床検査学 LIV	1	30	30				30												
臨床検査学 LV	1	30	30				30												
臨床検査学 LVI	1	30	30				30												
臨床検査学 LVII	1	30	30				30												
臨床検査学 LVIII	1	30	30				30												
臨床検査学 LVIX	1	30	30				30												
臨床検査学 LX	1	30	30				30												
臨床検査学 LXI	1	30	30				30												